

敷額、大豆田村与之間、増泉村領と入込有之。重左衛門組は、右増泉領之内奉願。と見ゆ、また同二年二月廿三日奥村兵部より本多安房等執政老中宛の書状に、加藤重左衛門奉願組地、竹田五郎左衛門下屋敷續、増泉村領之内。右御持筒足輕被下屋敷・角場等奉願候趣被聞召届。とありて、此の時初めて組地と成りたるもの也。

○大豆田角場跡

大豆田組地の傍にありて、舊藩中は持筒足輕の炮術稽古場なりしかど、明治廢藩の際取毀たれたり。三州志來因概覽附録に、大豆田放場は天和二年六月落成の由。大組角場より最初に出来と云ふ。とあり。天和二年二月奥村兵部の書状に如左。

覺

加藤重左衛門奉願所

竹田五郎左衛門下屋敷續、増泉村領之内。

原田又右衛門奉願候所

笠舞村領之内。

北川又右衛門奉願候所

大衆免村領之内。

右御持筒足輕被下屋敷・角場等、頭々奉願候趣被聞召届候。場所十分には不被思召候へ共、相應之所明地無之候條、願申所外に滞儀無御座候はゞ、早速相極尤被思召候。然共右之所々者町をはなれ候間、屋敷恰合取合申間敷候之條、打渡候時分取合宜敷見計候様にと被仰出候。且又北川又右衛門奉願候處、繪圖之表地取四角に候故、空地出来いたすべきと被思召候。加様之所者、所に随ひつませ候而成共、土地之不費様に可仕旨、是又御意に御座候間、其御心得可被成候。猶以右之所々障申儀も無御座候者、頭中并御普請奉行中可被仰渡候。則於免許前田佐渡殿にも申達候。以上。

二月廿三日

奥村兵部

本多安房様

奥村伊豫様

奥村登岐様

○持筒足輕來歴

可觀小説に、瑞龍公の時、持筒足輕二組有之、其頭本庄主

馬河原兵庫相勤め、一組百人宛有つて、一人宛行三十五俵、小頭は五十俵賜はり、歩士よりも上列なり。平生の勤仕もなく、年中二三度宛人形を打ち、丁を付けるまで也。

火事の時、石川・河北兩御門を警固す。然るに微妙公の時、二組共指止められ、残らず先手足輕に命ぜられ、二十九俵宛下さる。此事先年御尋に付、足輕市嶋小平と云者覺罷在申上げたり。とあり。是持筒足輕の濫觴にして、後の大組足輕の起原なりと云ふ。湯淺祇庸の藩國官職通考にも、大組足輕は、延寶二年四月九日始めて三人を命ぜられ、組足輕も此の時抱えらるといへども、瑞龍公の時持筒二組有りて、

本庄主馬河原兵庫其頭を勤むと、委曲混見摘寫に載す。或説に、松雲公持筒組を始めて命ぜられし時、先代持筒足輕を置き、其の後指罷めたるを再び申付度との事にて、速に幕府より聞届あり。といへり。又持筒・持弓頭とて置かれたるは、延寶八年十月廿九日に始めて三人其の頭を命ぜられたり。弓頭は小泉勘十郎・半田權佐兩人、筒頭は加藤重左衛門也。天和元年三月廿一日に原田又右衛門を筒頭に命ぜられ、同年九月廿八日北川又右衛門を筒頭に、同二年九月廿

八日に吉田左大夫を弓頭に命ぜられ、半田惣兵衛を筒頭に命ぜらる。是に於て、弓三組・筒四組と成り、一組各足輕三十人、小頭六人、手替六人、都合四十二人、宛行高等都て大組の通り也。俗に中組と稱す。按ずるに、大組・中組合せて十組なり。諸格一致の振合なり。されば稱號を大組といひ、中組と呼べるは、是優劣ありていふにあらず。人高の多少を以ての唱へなるべしといへり。石坂大組の條と併せ考ふべし。

○仁藏河原

此の地邊は、増泉の村地にて、大豆田組地跡の後、地なる川除の邊をば、惣名に仁藏と呼べり。此の地邊は、藤内共の居住地にて、往古は今いふ法船寺町の古藤内町に居住せし處、此の河原なる地へ移住すといへり。

○仁藏三右衛門居宅

従前は仁藏三右衛門の居宅とて、大なる居邸也。殊に仁藏の庭地は、泉水・築山等の風景、古木なども繁生して、ものさびたる露地なりしゆゑ、風雅の士爰に來て一覽を乞ひ、遊歩するもの多かりしかど、明治七年七月七日の洪水